

京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則の一部を改正する規則
を公布する。

平成17年1月24日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第 67 号

京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則の一部を改正
する規則

京都市伝統的建造物群保存地区補助金交付規則の一部を次のように改
正する。

第2条第1号中「第83条の2」を「第142条」に改め、同条第2号
中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)